

東京都がん診療連携協力病院の認定要件改正について

改正のポイント

東京都がん診療連携協力病院は、特定のがん種ごとに「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が認定する病院であるため、下記のとおり、現行要件を改正する。

なお、改正要件の適用の際には、一定の猶予期間を設ける予定である。

原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とするが、がん種に限定して認定する制度であることや、施設の実態に合わせて、一部の要件を緩和する。

(1) キャンサーボードの開催頻度

月1回以上 ⇒ 定期的

(理由) 特定がん種に限定しているため。

(2) 外来化学療法室において、がん看護を専門とする看護師を中心とした苦痛のスクリーニング体制整備について、専門看護師・認定看護師の例示を削除

(理由) 特定がん種に限定すること、専門看護師等の配置状況を配慮

(3) 緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストの作成、情報提供体制整備

2次医療圏内 ⇒ 地域

(理由) 特定がん種に限定しているため。

(4) 地域のがん診療に関する情報の集約情報提供について

2次医療圏内 ⇒ 地域

(理由) 特定がん種に限定しているため。

(5) 医師の配置

① 放射線治療医師 専従【必須】⇒【原則】

② 緩和ケア身体症状医師 専任【必須】⇒【原則】

(理由) 特定がん種に限定していること、各協力病院の配置状況を考慮。

(6) 医師以外の医療従事者の配置

緩和ケアがん看護専門看護師・緩和ケア認定看護師【必須】⇒【望ましい】

(理由) 特定がん種に限定していること、各協力病院の配置状況を配慮

(7) 診療実績

院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分）のみを診療実績とする。
 <例> 全国の拠点病院の中で、院内がん登録が 500～599 件の実績がある施設の平均値を参考にした。

大腸がん	概ね	100 件以上
胃がん	概ね	80 件以上
肺がん	概ね	80 件以上
肝がん	概ね	30 件以上
乳がん	概ね	60 件以上
前立腺がん	概ね	60 件以上

(理由) がん種ごとに、手術件数、化学療法、放射線治療数を設定することは困難であるため。

(8) 研修の実施体制

医師緩和ケア研修会の毎年定期的開催【必須】⇒【望ましい】

臨床研修 2 年目から 5 年目医師の修了体制整備【必須】

⇒ 初期臨床研修 2 年目から 5 年目医師全てが研修を修了するよう取り組むこと。

看護師を対象としたがん看護研修の定期的実施【必須】⇒【望ましい】

(理由) 拠点病院・認定病院が年間実施する研修会回数は 50 回以上あり、自院で開催しなくても都内で受講できる環境が整っているため。

(9) 相談支援センターの設置、業務の実施

相談支援センター（「がん相談支援センター」の表記）を設置、業務実施

【必須】⇒【望ましい】

研修（1）（2）（3）修了の相談員 2 名配置（専任・専従）

【必須】⇒【望ましい】

(理由) がん相談専門窓口ではないが、各施設では何らかの形態で患者相談窓口が設置されているため。

(10) 院内がん登録

国立がん研究センター研修を修了した実務者の配置

【専従】⇒【専任】

(理由) 院内がん登録数の規模による業務量を考慮

(11) PDCA サイクル

拠点病院等とともに、情報共有と相互評価、地域に対する分かりやすい広報

【必須】⇒【望ましい】

(理由) 特定がん種に限定しているため。